

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 77 号 岩国城条例の一部を改正する条例

議案第 78 号 岩国城索道条例の一部を改正する条例

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 78 号 岩国城索道条例の一部を改正する条例の審査におきまして、委員中から、「今回提案された条例の一部改正の目的と、財政的な影響をどのように見込んでいるか」との質疑があり、当局より、「この条例改正により、指定管理者が管理している施設の使用料を、指定管理者の収入とすることができるようになる。このことは、指定管理者による、収入増へ向けた努力を促すことになり、ひいては施設利用者数の増加へつなげたいと考えている。また、この制度を導入することによる財政的な影響については、黒字部分の一部金額を、指定管理者から市に対して納付させることにより、従来どおり黒字決算を維持することができるものと考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「ロープウエー山麓駅付近にある自動販売機について、台数が多すぎるのではないかとの声も聞く。台数を少し整理するかわりに、事業の PR やグッズを販売するなど、観光客の誘致につなげるためのスペースとして活用できないのか」との質疑があり、当局より、「自動販売機の台数については、委員御指摘のような御意見もあるやにうかがっている。現在、指定管理者による自主事業が実施されているが、当該スペースを有効活用することで、誘客につながるような積極的な取り組みをお願いしたいと考えている」との答弁がありました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。